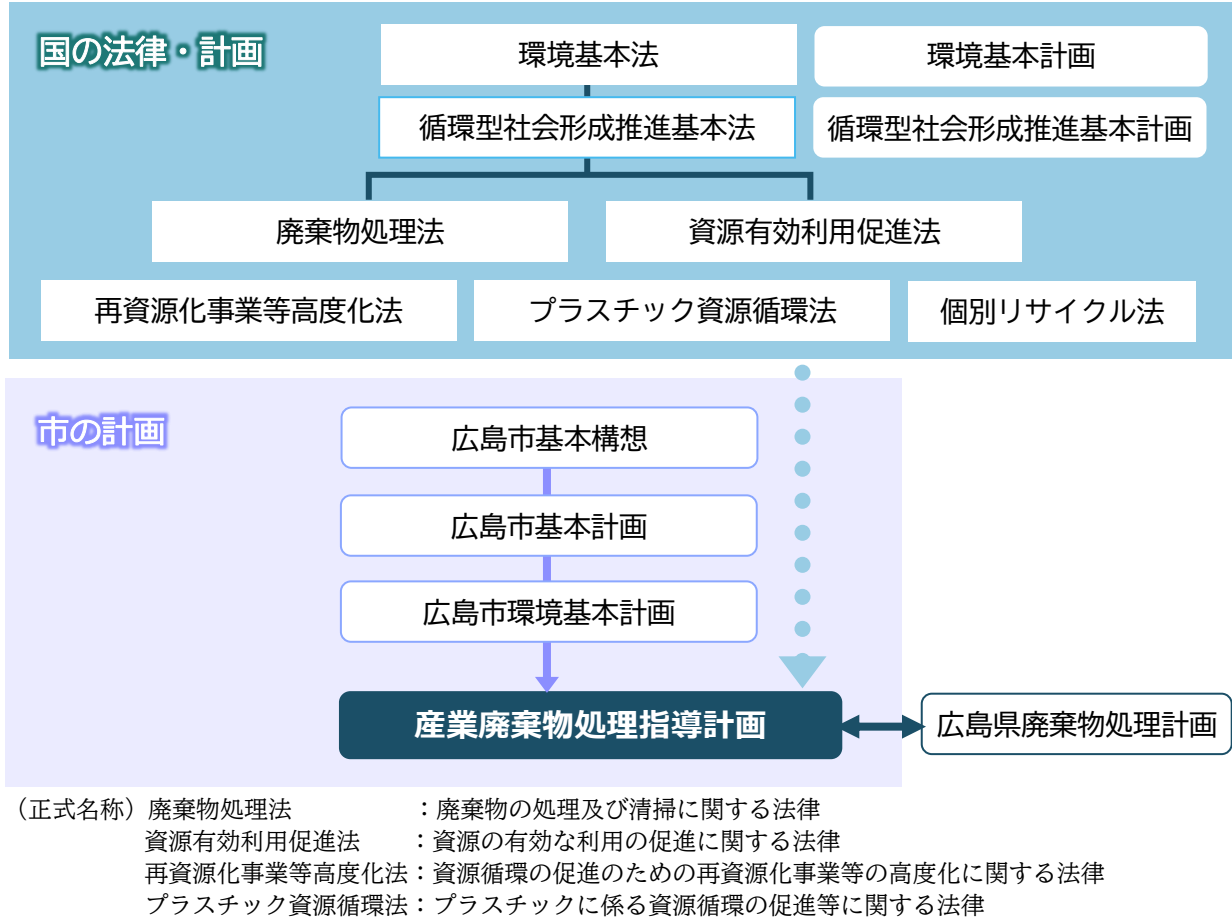


背景等

1 関連する法令及び計画



2 国の動向

我が国における産業廃棄物の処理については、市民の生活環境や公衆衛生への悪影響を及ぼす影響の大きさを踏まえ、責任主体の明確化と廃棄物の処理を行う業や施設の許可制を軸とした必要な法規制及び施設整備の支援により、廃棄物の適正処理を確保している。

また、循環型社会形成推進基本法の制定、各種リサイクル法の施行、近年では、第5次循環型社会形成推進基本計画の策定、プラスチック資源循環促進法、再資源化事業等高度化法の制定等の制度的措置を通じて、循環型社会の形成の推進に向けて各種取組を推進している。

(1) 第5次循環型社会形成推進基本計画の策定

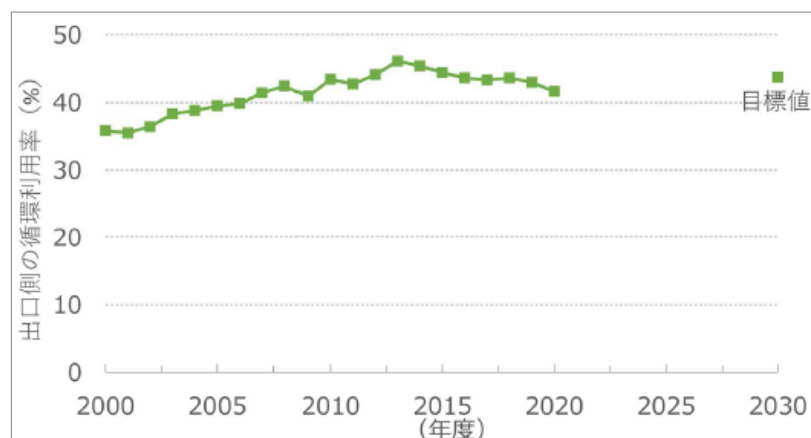
循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、令和6年8月に第5次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。

本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付け、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、令和12年度を目標年次として目標を設定している。

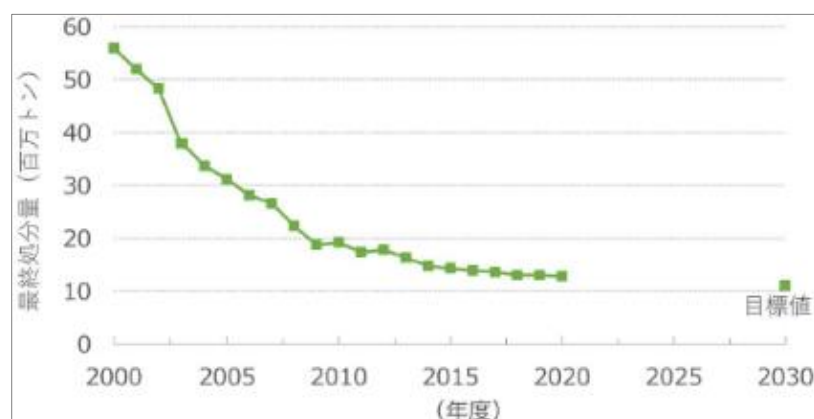
●第5次循環型社会形成推進基本計画における目標（抜粋）

指 標	数値目標（令和 12 年度）
循環型社会の全体像に関する指標	
● 出口側の循環利用率 ※一廃・産廃含む	約 44%
● 最終処分量 ※一廃・産廃含む	約 1,100 万トン/年
循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標	
● 産業廃棄物の最終処分場の残余容量・残余年数	2020 年度の水準(残余年数 17 年分)を維持
● 不法投棄・不適正処理量等（量・件数）	－
● 委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率	75%

（参考）
 出口側の循環利用率の
 推移
 （環境省作成資料より）



（参考）
 最終処分量の推移
 （環境省作成資料より）



(2) 廃棄物処理基本方針の改定

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理基本方針」という。）は、廃棄物処理法に基づき定めるものであり、第5次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、令和7年2月に改定された。

●改定後の廃棄物処理基本方針における目標（抜粋）

指 標	数値目標（令和 12 年度）
● 産業廃棄物の排出量の増加	令和 4 年度に対し約 1%に抑制
● 産業廃棄物の出口側の循環利用率	約 37%
● 産業廃棄物の最終処分量	令和 4 年度に対し約 10%削減

(3) プラスチック資源循環促進法の制定

プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、あらゆる主体の資源循環の取組を促進するため、令和3年6月、プラスチック資源循環促進法が制定された。

●多量排出事業者

プラスチックの多量排出事業者(前年度排出量 250 トン以上)は、排出抑制・再資源化等に関する目標を設定、これを達成するための取組を計画的に実施

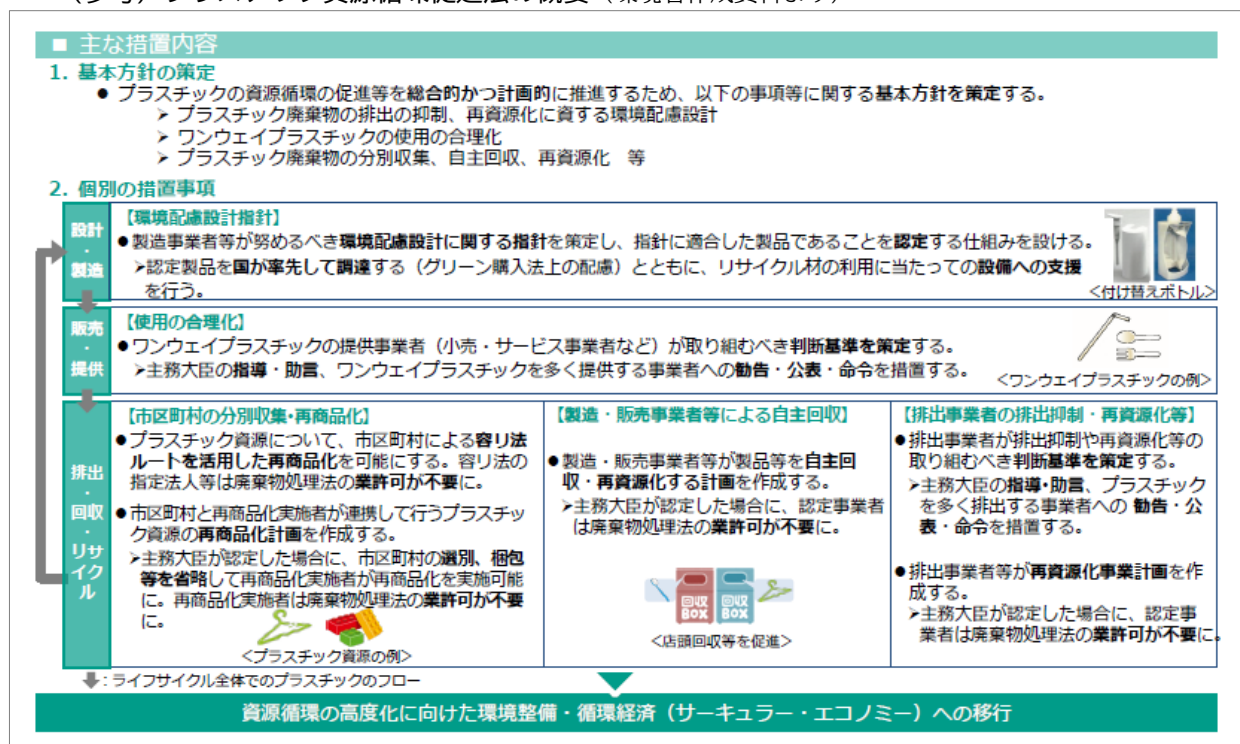
(主務大臣は、取組が著しく不十分であると認めるときは、必要な措置をとるべき旨を勧告、勧告に従わなかった場合は公表、命令)

●再資源化事業計画認定制度

製造・販売事業者が自主回収・再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とし、複数の地方公共団体の区域にまたがって使用済のプラスチック製品の回収・再資源化事業を行うことが可能

(主務大臣は、認定を行ったときは、関係の都道府県及び市町村に通知)

(参考) プラスチック資源循環促進法の概要 (環境省作成資料より)



(4) 再資源化事業等高度化法

脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進するため、令和6年5月、再資源化事業等高度化法が制定された。

●特定産業廃棄物処分業者

特定産業廃棄物処分業者（前年度の処分量 10,000 トン以上又は前年度の廃プラスチック類処分量 1,500 トン以上）は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分方法の区分ごとに、処分量及び再資源化量を環境大臣に報告し、環境大臣は、報告された事項を公表

（環境大臣は、再資源化の実施の状況が著しく不十分であると認めるときは、必要な措置をとるべき旨を勧告、正当な理由なく勧告に従わなかった場合は命令）

●再資源化事業等の高度化に関する認定制度

高度再資源化事業（資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業）を行おうとする者は、高度再資源化事業計画を作成し、環境大臣の認定を受けることで、廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とし、高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施、又は廃棄物処理施設を設置することが可能

（環境大臣は、認定申請があったときは、関係の都道府県及び市町村に生活環境の保全上の見地からの意見を聴くほか、認定した場合はその旨を通知）

（参考）再資源化事業等高度化法の概要（環境省作成資料より）

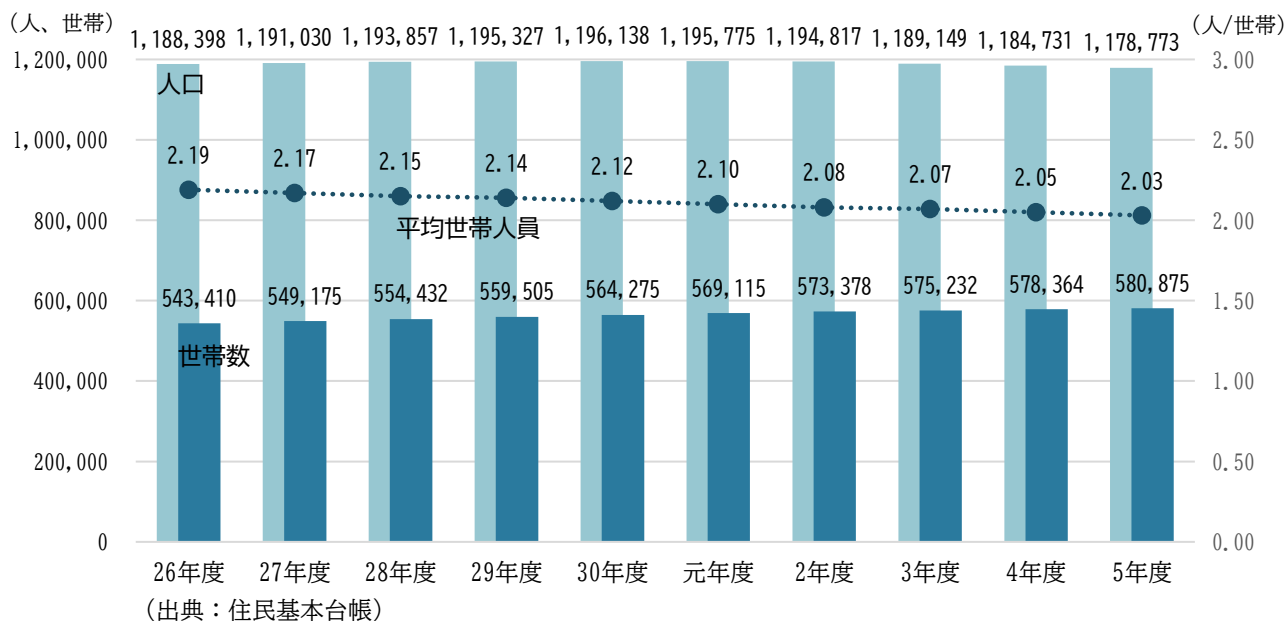


3 市勢の概況

(1) 人口・世帯数

本市の人口は減少傾向にある一方、世帯数は増加しており、単身世帯、核家族が増加していることがうかがえる。

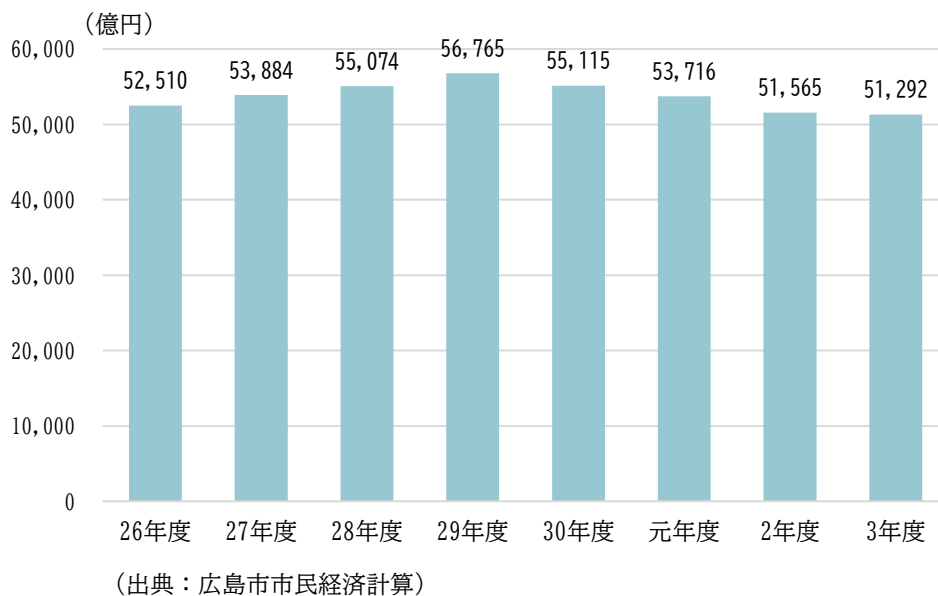
●本市の人口・世帯数・平均世帯人員の推移



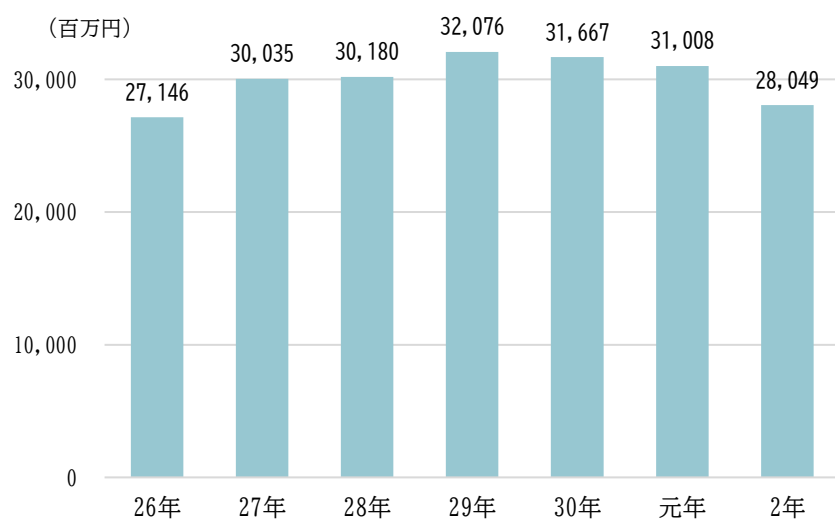
(2) 市内総生産、製造品出荷額等、建築物着工状況

本市の市内総生産、製造品出荷額等、建築物着工状況については、近年減少傾向にある。

●本市の市内総生産（実質）の推移

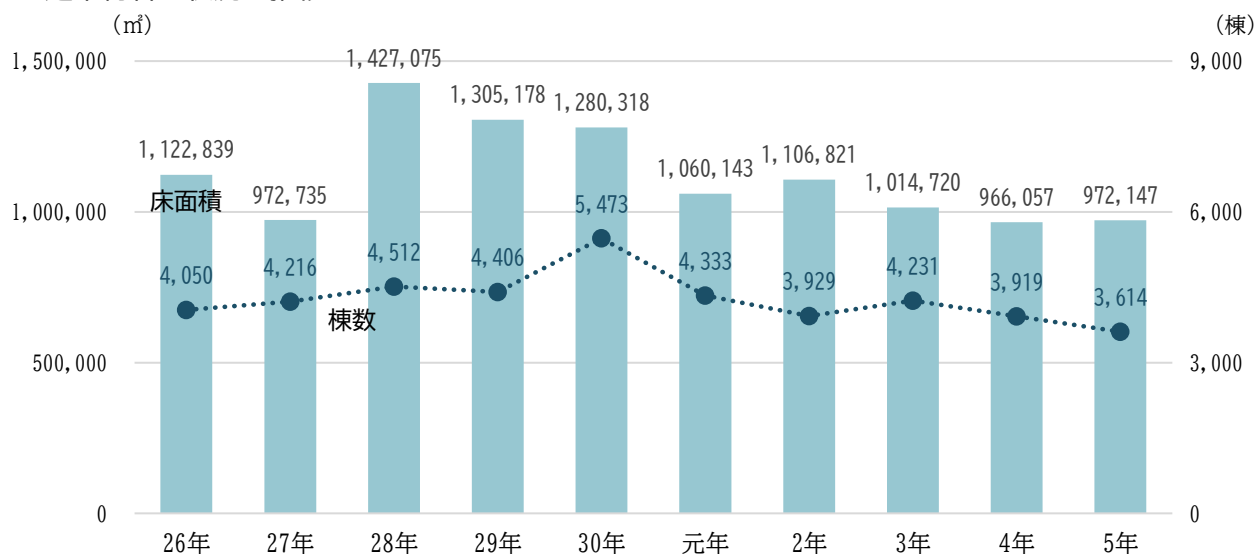


●製造品出荷額等の推移



(出典：広島市統計書（工業統計調査及び経済センサス－活動調査の集計結果のうち従業者規模4人以上の事業所について市で集計）)

●建築物着工状況の推移



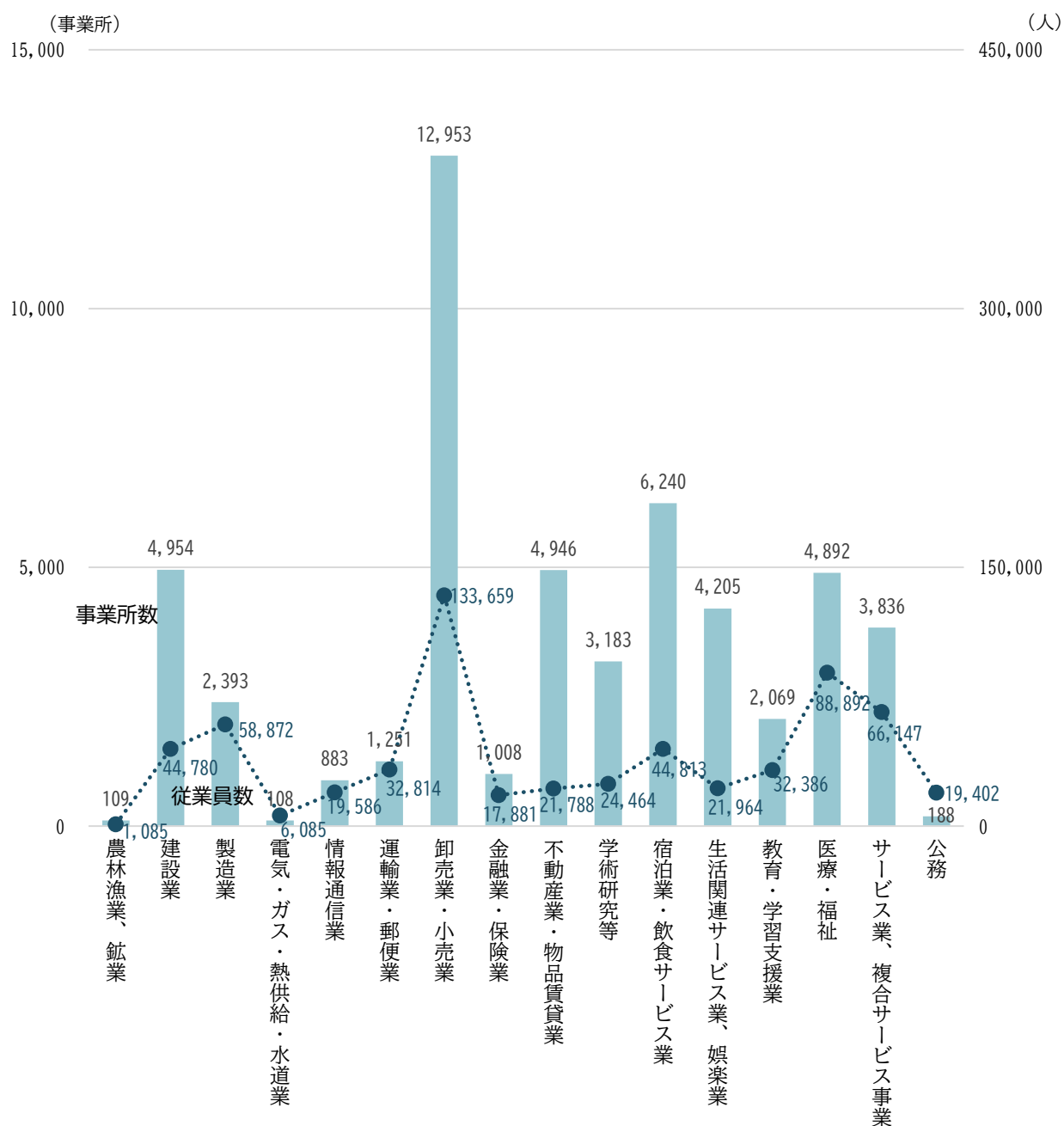
(出典：建築着工統計調査)

(3) 事業所数・従業員数

令和３年度の本市の事業所数は約５万事業所であり、業種別にみると、卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、建設業となっている。

従業員数は約６３万人であり、業種別では卸売業・小売業が最も多く、次いで医療・福祉、サービス業となっている。

●事業所数・従業員数（令和３年度）



(出典：経済センサス-活動調査)